

6長スポ第58号  
令和6年4月25日

市町村スポーツ少年団 本部長 様

長野県スポーツ少年団  
本部長 宮下 省二

### 令和6年度以降の単位スポーツ少年団登録について

平素はスポーツ少年団の事業推進、育成指導につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、スポーツ少年団指導者制度の改定に伴う移行措置が終了し、令和6年度以降に単位スポーツ少年団の「指導者」として登録するためには、「JSP0公認スポーツリーダー」資格を除く、JSP0公認スポーツ指導者資格（JBA/JFAのC級コーチライセンス以上を含む）の保有が必須となりました。

JSP0公認スポーツリーダー資格保有者につきましては、令和5年11月30日までに\*JSP0公認コーチングアシスタント（現スポーツコーチングリーダー）への資格移行が必要でしたが、申請手続きの不備等により、単位団としての登録に必要な指導者数を確保できなくなるという事案が生じております。

つきましては、こうした状況を踏まえ、長野県スポーツ少年団としての対応を下記のとおりとしますので、ご確認のうえ所属の単位団に周知いただきますようお願いいたします。

※令和6年4月から「JSP0公認コーチングアシスタント」は「JSP0公認スポーツコーチングリーダー」に名称が変更されました。

### 記

#### <令和6年度のスポーツ少年団登録について>

団員数及び指導者数が「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める人数に満たない場合でも、単位団としての登録を認めることとする。ただし、18歳以上の指導者、役員又はスタッフを1名以上配置すること。

なお、大会参加資格等については、各種大会の要項等に従うこととする。

#### <令和7年度以降のスポーツ少年団登録について>

別紙「スポーツ少年団の登録に関する運用要領」のとおりとする。

#### ～上記対応の考え方～

令和6年度については、指導者不在による少年団登録の未更新を最小限にするため、規定の指導者数に満たない場合も単位団登録を認めることとする。ただし、単位団の代表者は年度内に少なくとも1名以上のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者を確保する責任を負うものとし、令和7年度以降は「スポーツ少年団の登録に関する運用要領」を遵守することとする。

公益財団法人長野県スポーツ協会事務局 担当 滝澤  
〒380-0872 長野市大字南長野字聖徳 545-1  
TEL 026-235-3483 FAX 026-232-6528  
E-mail takizawa-s@naganoken-sports.or.jp